

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休むとき
翌日とする)

目次

- ◇告 示 保安林の解除予定
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による基準看護等の変更承認
- 肥料の登録の失効
- 土地改良事業の認可
- 農地交換分合計画の認可
- ◇内水面漁場管理委告示 漁業法によるあめの採捕禁止について
- ◇公 告 蚕業改良指導員資格試験

告 示

鳥取県告示第二百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 米子市和田町字下灘東三〇八一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由消滅

鳥取県告示第二百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

岡本日出夫 米子市加茂町一丁目 鳥齒二四五 昭和四十年四月二十三日

鳥取県告示第二百六十四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十七年九月一日承認した基準看護、昭和三十七年九月一日承認した基準給食及び昭和三十八年九月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	所在地	基準看護	基準給食	基準寝具	採用 点数表	承認年月日
渡辺病院	鳥取市東町	第十号 精神 一五〇床	第十号 精神 一五〇床	第二十九号 精神 一五〇床	甲表	昭和四十年五月一日

鳥取県告示第二百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)		生産業者の住所氏名
		窒素	りん酸	
鳥取県 第三〇六号	中北条水稻複	九・五八・〇	七・一	東伯郡北条町江北七三八 中北条農業協同組合 組合長理事 齊尾 嘉久
第三三四号	北条水稻複合 肥料米一号	四・九九・〇	一四・九	東伯郡北条町弓原二四七の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄
第三三五号	北条水稻複合 肥料米二号	四・六七・六	一二・〇	〃

鳥取県告示第二百六十六号

気高郡青谷町大字亀尻五四番地 伊藤公幸ほか五十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道）事業については、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十七号

倉吉市下古川二五番地 向井喜雄ほか五十一人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第八項の規定に基づき、次のとおり農地交換分合計画を認可したので同法同条第十項の

規定により告示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 交換分合計画実施地区

東伯郡北条町北条砂丘西部地区

二 交換分合計画認可申請者

東伯郡北条町農業委員会

三 認可期日

昭和四十年五月十二日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、あゆの採捕を昭和四十年五月三十一日まで禁止することを指示する。

昭和四十年五月十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

公 告

蚕業改良指導員資格試験を次の要領により実施する。

昭和40年5月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和40年度蚕業改良指導員資格試験実施要領

1 試験期日

昭和40年7月20日午前9時から午後4時30分まで

2 試験場所

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁

3 受験出願書類受付期限

昭和40年6月30日まで

4 受験出願書類提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部蚕糸課

(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は社会常識その他蚕業改良指導員として必要な能力について、筆記試験は次の表の左欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる必修項目及び同欄に対応する右欄に掲げる選択項目のうちから受験者が選択する2項目について行なう。

区 分	必修項目	選択項目
7 (受験資格) の(1)に該当する者についての試験	養 裁 養 経 方 普 及 方 法	蚕 綫 法 選 択 項 目
7 (受験資格) の(1)に該当する者以外の者についての試験	養 裁 養 経 方 普 及 方 法	蚕 綫 法 選 択 項 目

6 出願書類

00013

- (1) 受験願書 (別記様式第1号)
- (2) 履歴書 (別記様式第2号)
- (3) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書
- (4) 受験有資格者であることを証明する書類 (別記様式第3号)
- (5) 身体検査書
- (6) 写真 (最近6月以内に撮影した正面向、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。)
- 7 受験資格
 - (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (同法第69条の2に規定する大学を除く。) において産業者若しくは農業者に関する正規の課程を修めて卒業した者。若しくは当該課程を修める者のうち当該試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者又は旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学において産業者若しくは農業者に関する正規の課程を修めて卒業した者
 - (2) 学校教育法第69条の2に規定する大学、都府県立産業講習所若しくは都道府県立産業講習所において産業者若しくは農業者に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち当該試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者、旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校において産業者若しくは農業者に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程 (昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程 (昭和18年文部省令第46号) 若しくは旧実業学校教員検定ニ関スル規程 (大正11年文部省令第4号) による産業者若しくは農業者に関する学科目の検定に合格した者

- (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者、旧中等学校令 (昭和18年勅令第6号) による中等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関(1)又は(2)に規定する者を除く。) において産業者若しくは農業者に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間との合計が4年以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の産業者若しくは農業者に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における産業者又は農業者に関する試験研究又は教育
 - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における産業者又は農業者に関する技術についての普及指導
 - (4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令 (明治32年勅令第29号) による実業学校若しくは旧中学校令 (明治36年勅令第28号) による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程 (大正13年文部省令第22号) 若しくは旧実業学校卒業程度検定規程 (大正14年文部省令第30号) による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計が4年以上に達するもの
 - (5) (1)(2)(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると知事か認める者
- 8 合格通知

合格者には試験実施後1月以内に合格證書を交付する。

9 その他

- (1) 試験に関し不正行為があつた場合は、試験を停止し、又は合格を無効とする。
- (2) 試験に関する詳細は、鳥取県農林部畜糸課に照会すること(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

別記様式第1号

受験願書

本籍
現住所

(ふりがな)

氏名
年月日生

畜業改良指導員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年月日

氏名

㊦

鳥取県知事 石破二郎 殿

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別記様式第2号

履歴書

本籍地
現住所

(ふりがな)

氏名
年月日生

学歴
職歴
賞罰

上記のとおり相違ありません。

年月日

氏名

㊦

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別記様式第3号

受験資格証明書

氏名
年月日生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
 - 1 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 1 教育に従事した期間及び勤務場所
- 上記のとおり相違ないことを証明する。

所属長 職名

氏名

㊦

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。